

## 職場における熱中症対策の強化について

～令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行されます～

体制整備

手順作成

関係者への周知

「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者<sup>※</sup>に義務付けられます。  
対策を怠った場合、6か月以下の懲役、または50万円以下の罰金に処せられます。

あれっ、何かおかしい

手足がつる

立ちくらみ・めまい

吐き気

汗のかき方がおかしい

汗が止まらない／汗がでない



これも初期症状

何となく体調が悪い

すぐに疲れる

あの人、ちょっとヘン

イライラしている

フラフラしている

呼びかけに反応しない

ボーッとしている

「WBGT（湿球黒球温度）28度以上又は気温31度以上の環境下で、  
連続1時間以上又は1日当たり4時間を超えて実施」が見込まれる作業

## 1 熱中症を生ずるおそれのある作業（※）を行う際に、

- ①「熱中症の自覚症状がある作業中者」
- ②「熱中症のおそれがある作業中者を見つけた者」

がその旨を報告するための体制（連絡先や担当者）を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知すること

## 2 熱中症を生ずるおそれのある作業（※）を行う際に、

- ①作業からの離脱
- ②身体のコールド
- ③必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせること
- ④事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等

など、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知すること

※WBGT（湿球黒球温度）28度又は気温31度以上の作業場において行われる作業で、継続して1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれるもの

出典：【(富山労働局)職場における熱中症対策の強化について（令和7年6月1日施行）】

[https://jsite.mhlw.go.jp/toyama-roudoukyoku/news\\_topics/oshirase/0706nechushokyoka.html](https://jsite.mhlw.go.jp/toyama-roudoukyoku/news_topics/oshirase/0706nechushokyoka.html)